

2 用 地 部 門

目 次

2-1 通 則	用-1
2-2 資料調査	用-1
2-3 境界確認	用-3
2-4 境界測量	用-5
2-5 面積計算	用-8
2-6 用地実測図原図等の作成	用-8
2-7 土地調書の作成	用-9
2-8 国公有地の測量調査	用-9
2-9 成 果 等	用-9

2 用 地 部 門

2-1 通 則

2-1-1 目 的

用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号以下「測量法」という。）第33条第1項に定めるところにより国土交通大臣の承認を受けた国土交通省公共測量作業規程（以下「作業規程」という。）により行うこととなるが、この用地測量調査仕様書（以下「仕様書」という。）は、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めることを目的とする。

2-1-2 適 用 範 囲

この仕様書は、北海道開発局の所掌する公共事業の施行のために必要な土地の取得又は使用に伴う資料作成及び図面作成の業務（以下「用地測量」という。）を請負に付する場合に適用する。なお、別途定める用地測量調査特記仕様書は、この仕様書に優先する。

2-1-3 施 行 上 の 義 務 及 び 心 得

受注者は、用地測量の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続きを迅速に処理しなければならない。
- (2) 用地測量で知り得た権利者の事情及び成果物の内容を他に漏らしてはならない。
- (3) 用地測量が権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行なうことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (4) 権利者から要望、陳情等があった場合には、その意向を充分把握したうえで、速やかに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2-2 資料調査

2-2-1 資料図の調査

資料図の調査に当たっては、位置図及び工事平面図に基づき、工事用地に関係すると思われる土地及び隣接地を含めて、管轄する関係官公署において調査するものとする。なお、調査した各資料図には様式-1の各事項を書き入れなければならない。

2-2-2 公図等の転写

受注者は、測量区域内の土地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所（以下「管轄登記所」という。）において、当該土地に関する地図〔不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。〕を転写し様式-1の各事項を書き入れなければならない。なお、転写した地図に着色するときは、地図

の着色に従うものとする。

2 資料図の調査及び公図等の転写に当たっては、測量成果等も併せて調査するものとする。なお、関連する測量成果等は様式－2に転記するものとする。

2－2－3 公図等転写連続図の作成

受注者は、2－2－1（資料図の調査）、2－2－2（公図等の転写）、2－2－4（土地の登記記録等の調査）の調査が完了したときは、転写地図各葉を複写して連続させた公図等転写連続図を作成し、その連続図に土地所有者名及び工事計画平面図等に基づき用地取得地又は使用地（以下「取得地等」という。）の予定線を記入するとともに、管轄登記所名及び転写年月日並びに転写を行った者の氏名を記載するものとする。

2－2－4 土地の登記記録等の調査

受注者は、測量区域内の土地について、管轄登記所の土地の登記記録又は登記事項証明書等により次の各号に掲げる事項の調査を行わなければならない。

- (1) 不動産番号、土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
- (2) 地目及び地積
- (3) 所有権に関する登記名義人の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称。以下同じ。）
- (4) 共有地については、共有者の持分
- (5) 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所等及び氏名等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (6) 仮登記等があるときは、その内容
- (7) その他必要と認められる事項

2 取得地等に該当する地番については、登記事項証明書（全部）の交付を受けるものとする。

3 国公有地については、当該財産を管理する官公署において調査をするものとする。

2－2－5 建物の登記記録の調査

受注者は、測量区域内に存する建物については、管轄登記所の建物の登記記録又は登記事項証明書等により次の各号に掲げる調査を行い、建物の登記記録等調査表（様式－5）に記載するものとする。

- (1) 不動産番号、建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (2) 所有権に関する登記名義人の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称。以下同じ。）
- (3) 共有建物については、共有者の持分
- (4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所等及び氏名等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) 仮登記等があるときは、その内容
- (6) その他必要と認められる事項

2－2－6 権利者の確認調査

受注者は、2-2-4（土地の登記記録等の調査）、2-2-5（建物の登記記録の調査）の調査が完了したときは、実地調査及び次の各号に定める書類により、権利者の確認調査を行い、権利者調査表（様式-6）に所要の事項を記載するものとする。

(1) 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等

(2) 商業登記簿、法人登記簿等（登記事項証明書を含む。）

2 権利者が法人以外である時の調査は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 権利者の住所、氏名及び生年月日

(2) 権利者が登記名義人の相続人であるときは、相続関係、相続の経過を明らかにした系統図

(3) 権利者が次表の左欄に掲げる者である場合は、同表の右欄に掲げる者その他正当な代理権を有する者の住所及び氏名

未成年（独立して法律行為をすることが出来る者を除く。）	法定代理人
成年被後見人	成年後見人
被保佐人	保佐人
被補助人	補助人
任意後見契約の委任者	任意後見人

(4) その他必要と認められる事項

3 権利者が法人であるときの調査は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 法人を代表する者の住所及び氏名

(3) その他必要と認められる事項

4 前2項の調査を発送で行う場合には、交付申請書等を受注者が作成し、発注者において発送及び証拠書（戸籍簿等の写等）の受取りを行い、当該書類を受注者に引き渡すものとする。

5 受注者は、2-2-5（建物の登記記録の調査）の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、その建物について、居住者等の聴取によって所有者の氏名、住所等の調査を行うものとする。

2-2-7 調査書の作成

受注者は、2-2-4（土地の登記記録等の調査）の調査が完了したときは、調査事項を土地調査表（様式-3、様式-4）に所定の事項を記載しなければならない。なお、各調査表の編纂は町名及び字ごとの地番順に行うものとする。

2-3 境界確認

2-3-1 立会い準備

受注者は、測量区域内の土地の所有権、賃借権等で2-3-2（境界立会い画地及び範囲）の画地の境界点を確認するものとし、土地の所有者及び占有者並びに当該土地に

隣接する土地の所有者（以下「土地の所有者等」という。）を2－2－1（資料図の調査）、2－2－2（公図等の転写）、2－2－4（土地の登記記録等の調査）の調査結果を基に権利者一覧表（様式－7）を作成しなければならない。

- 2 受注者は、前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示により土地の所有者等に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

2－3－2 境界立会い画地及び範囲

受注者は、測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

- (1) 1筆を範囲とする画地
- (2) 1筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
- (3) 1筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況地目ごとの画地。この場合において、現況地目は、不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18号。以下「規則」という。）第99条に定める地目によるものとする。

2－3－3 境界立会い

受注者は、2－3－2（境界立会い画地及び範囲）の立会いは、各境界点に関連する土地の所有者等を現地に招集し、次の各号により行わなければならない。

- (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する土地の所有者等の同意を得るものとする。
- (2) 境界点が亡失している等の状況において、現地に境界点の復元作業が必要と認められる場合は、関係者に復元測量の事前説明を行うものとする。
- (3) 復元測量は法第14条に定める地図及び地積測量図等に基づき、木杭（プラスチック杭を含む。）、金属鉛等容易に移動できない標識を設置するものとする。

この場合の作業に当たっては、いずれの側にも偏ることなく中立の立場で行うものとする。

- (4) 前3号の手続きにより確認した境界点は、原則として、黄色のペイントで着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

- 2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する土地の所有者等から土地境界確認書（様式8－1）に確認のための署名押印を求めなければならない。

- 3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

- (1) 関連する土地の所有者等の同意が得られないもの
- (2) 関連する土地の所有者等の一部が立会いを拒否したもの
- (3) 必要な境界点を確認するために測量区域以外の境界立会い又は測量を土地の所有者等から要求されたとき

- 4 受注者は、第1項の立会いで更正の登記を必要とする土地については、関連する土地の所有者等に立会いを求め、筆界及び更正内容の確認を行うものとし、その同意を得たときは、土地境界確認書（様式8－1）に署名押印を求めるものとする。
- 5 受注者は、用地実測図原図等の作成が完了したときは、取得地等に該当する土地所有者に立会いを求め、用地幅杭及び用地実測図原図等の確認を行うものとし、その確認を得たときは、土地境界確認書（様式8－2）に署名押印を求めるものとする。
- 6 受注者は、用地境界杭を設置しようとするときは、隣接する土地の所有者に立会いを求め、境界位置について確認を行うものとし、土地境界確認書（様式8－3）に署名押印を求めるものとする。用地幅杭又は用地境界仮杭を用地境界杭に設置換える場合は、双方同意の上で設置しなければならない。
用地境界仮杭を設置換える場合とは、事業用地内に存在した境界標を現物補償する場合である。
- 7 第2項、第4項、第5項及び第6項において確認した立会人が各項に規定する署名押印の求めに応じないときは、立会人の署名押印に代えて、求めに応じない理由を土地境界確認書に記載するものとする。
- 8 受注者は、第2項、第4項、第5項及び第6項において確認した立会人が登記名義人と異なる場合は、その理由及び所有者との関係を土地境界確認書に付記するものとする。

2－3－4 公共用地境界確定協議

- 受注者は、測量区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）で規定された土地が存するときは、該当する国有財産の管理者（以下「公共物管理者等」という。）と公共用地境界確定（境界確認を含む）の方法について監督職員の指示に基づき打合わせを行うものとする。
- 2 受注者は、前項の打合わせの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は用地測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。
 - 3 受注者は、第1項の打合わせの結果、2－2－3（公図等転写連続図の作成）により作成した転写連続図その他資料を基に用地測量を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定と見なすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に公共用地に隣接する土地の所有者から2－3－3（境界立会い）第4項に準じた同意を得るものとする。
 - 4 受注者は、前項の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

2－4 境界測量

2－4－1 用地測量の基準点

受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値

等) を基に検測して使用しなければならない。

2 受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときは監督職員と協議しなければならない。

3 受注者は、第1項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

2-4-2 補助基準点の設置

受注者は、2-3-3(境界立会い)で確認した各境界点を観測するための、補助基準点を設置できるものとする。この場合の設置方法は、作業規程第604条によるものとする。

2-4-3 用地幅杭設置測量

受注者は、取得地等の範囲を示すために所定の位置に用地幅杭を設置し、杭打図を作成するものとする。

2 設置方法は、作業規程第565条によるものとする。

3 用地幅杭の規格及び仕様は、様式-9によるものとする。

2-4-4 用地幅杭点間測量

受注者は、2-4-3(用地幅杭設置測量)が終了したときは、隣接する用地幅杭点間全辺について距離を現地で測定して精度を確認するものとする。この場合において、測定方法は、作業規程第566条によるものとする。

2-4-5 境界測量

受注者は、各境界点の測量を行うときは、4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により行うものとする。この場合において、観測及び測定の方法は、作業規程第604条によるものとする。

2 境界確認及び境界確定経過の詳細を測量経過説明書(様式-24)に記載するものとする。

2-4-6 用地境界仮杭設置

受注者は、2-4-3(用地幅杭設置測量)、2-4-5(境界測量)の規定により取得地等の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき次の各号により用地境界仮杭を設置するものとする。この場合の設置方法は、作業規程第606条によるものとする。

- (1) 原則として、関連する土地の所有者等の立会いのうえ、行う
- (2) 用地境界仮杭は、木杭(プラスチック杭を含む。)又は金属鋲等とする
- (3) 用地境界仮杭の規格及び仕様は、様式-10による

2 受注者は、前項の用地境界仮杭が建物等で支障となり、設置が困難な場合は、その理由等を整理し監督職員に報告しなければならない。

ただし、関連する土地の所有者等が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置できるものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する

土地の所有者等に十分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

2-4-7 用地境界杭設置

受注者は、2-4-3(用地幅杭設置測量)、2-4-6(用地境界仮杭設置)の規定により設置した用地幅杭又は用地境界仮杭と同一の点に用地境界杭を設置換えるものとする。

2 用地境界杭の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの規格及び仕様は、「測量調査業務共通仕様書」7道路管理部門・7-4-3(境界杭の設置)の様式4によるものとする。なお、農林水産省の場合は、国土交通省に準じるものとする。

- (1) コンクリート境界標 (その1)
- (2) コンクリート境界標 (その2)
- (3) 金属境界標 (その3)
- (4) 見出し杭(鋼管) (その4)

3 宿舎敷地等の場合は、前項の様式4(2)コンクリート境界標(その2)によるものとし、柱体上部表面に敷地境界、裏面に「国土交通省」又は「農林水産省」及び側面には杭番号を記したアクリル製プレートをそれぞれ貼り付けるものとする。

4 用地境界杭の設置方法は、次の各号によるものとし、設置後自然の移動、埋没、他人による引き抜き等を生じないよう十分に固定するものとする。

- (1) 設置箇所が砂地、湿地等の軟弱地盤又は、凍害のおそれのある箇所にあっては、基礎をコンクリートで固定する
- (2) 地上に露出することが障害となる箇所にあっては、その全体を埋設する

5 コンクリート境界杭を設置することが困難な箇所で、かつ、その位置を変更することが適当でない場合は、金属境界標(その3)を設置するものとする。この場合において、金属境界標でも設置することが困難であるときは、他の方法によることができる。

6 用地境界杭設置の近接箇所に見出し杭(鋼管)(その4)を埋設するものとする。ただし、埋設が困難等の場合は監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

2-4-8 境界点間測量

受注者は、2-4-5(境界測量)、2-4-6(用地境界仮杭設置)及び2-4-7(用地境界杭設置)の作業が終了したときは、隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認するものとする。この場合において、測定方法は、作業規程第609条によるものとする。

2-4-9 用地現況測量

受注者は、測量区域内に建物又は工作物等がある場合は、位置及び種別等を調査するものとする。

- 2 取得地等の対象地内に建物又は工作物等がある場合は、支障物件調書(様式-11)を作成するものとする。
- 3 用地現況測量の方法は、トータルステーション等による。

4 取得地等の対象地内及び取得地等の対象地に接近している建物又は工作物等がある場合は、対象地との位置付けを明確にし、支障物件詳細図（様式－12）を作成するものとする。

2－5 面積計算

2－5－1 面積計算の範囲

面積計算の範囲は、2－3－2（境界立会い画地及び範囲）に定める区別に基づき、次の各号により行うものとする。

- (1) 画地のすべてが取得地等の対象地内に存するときは、その画地面積
- (2) 画地が取得地等の対象地の内外に存するときは、取得地等の対象となる土地及び残地面積
- (3) 画地が取得地等の対象地の内外に存し、分裂地が生じる場合は、取得地等の対象地、分裂地及び残地面積

2－5－2 面積計算の方法

面積計算は、原則として、座標法によるものとする。

2－5－3 計算数値の取扱

座標法による場合の表示単位と桁数については、次の各号によるものとする。

- | | | |
|--------|-------------------|----------|
| (1) 長さ | m単位 | 小数点以下3けた |
| (2) 面積 | m ² 単位 | 小数点以下6けた |

2－5－4 現況地目別の求積

現況地目別の求積方法は、一筆ごと、取得地等ごとに地目別の面積を求めるものとする。

2－6 用地実測図原図等の作成

2－6－1 用地実測図原図等の作成

受注者は、境界測量等の成果及び用地現況測量の成果により、用地実測図原図、用地平面図、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。

2 各図の品質及び規格は下記のとおりとする。

- (1) 用地実測図原図
- (2) 用地平面図
- (3) 地積測量図及び土地所在図 規則第74条第3項に定める様式

3 縮尺は原則として、1/500又は1/1,000とする。

ただし、特別な場合は監督職員と協議し承認を得た上で適宜その縮尺とすることができるものとする。

4 用地実測図原図及び用地平面図の記載事項は、別表－1によるものとする。

- 5 現況の表示方法は、別表－2によるほか公共測量標準図式付録7（作業規程第108条）によるものとする。
- 6 地積測量図及び土地所在図は、用地実測図原図に基づいて、規則第73条から第78条までの規定により作成するものとする。
- 7 用地実測図原図を点検し、最終点検結果を用地実測図原図精度管理表（様式－25）に記載するものとする。
- 8 用地平面図を点検し、最終点検結果を用地平面図精度管理表（様式－26）に記載するものとする。

2－7 土地調書の作成

2－7－1 土地調書（地積集計表）の作成

受注者は、2－2（資料調査）から2－6（用地実測図原図等の作成）までの規定により作成した成果物に基づき、地積集計表（様式－13）を作成しなければならない。

2－8 国公有地の測量調査

2－8－1 国公有地の測量調査

- 国有林野の測量は、道路の建設管理に伴う国有林野の使用に関する覚書（平成27年3月17日北開局用第127-1号）によるほか林野庁測定規程によるものとする。
- 2 道有林野の測量は、道路の建設管理に伴う北海道有林野の使用に関する覚書（昭和43年7月9日北開局用第78号）によるほか北海道有林野測定要領によるものとする。
 - 3 前2項に規定するもの以外の国公有地については、当該国公有地を管理する官公署の定めによるものとする。

2－9 成 果 等

2－9－1 成 果 等

提出すべき成果物及び測量記録は、別表－3に掲げるものとする。

別 表 一 覧 表

別表番号	名称	備考
1	図面記載事項	
2	記号凡例	
3	成果物及び測量記録	

別表－1

図面記載事項

番号	記載事項	用地実測図原図	用地平面図	様式番号
1	図郭線 (75cm×100cm)、座標図郭線は各2cmとする	○	○	14
2	起点、終点、中心点、中心線及び100m毎の追加距離	○	○	
3	用地境界線、用地境界幅杭番号、中心線からの幅距離及び追加距離	○	○	
4	筆界線、地番、所有者名及び所管所属名	○	○	
5	用地境界仮杭の記号及び番号	○	○	
6	既設境界杭、筆界点の記号及び番号	○	○	
7	基準点(図根点)の記号及び番号	○	○	
8	行政区画名、字名及び区画線	○	○	
9	地形、地物、地目界及び地目記号		○	
10	電柱、地下埋設物並びに見出し杭等の記号及び番号		○	
11	図面の表示(タイトルボックス)	○	○	15
12	求積根拠線及び関連数値	○		
13	方位	○	○	
14	位置図	○	○	
15	基準点等網図	○	○	16
16	曲線表	○	○	
17	用地幅杭成果表	○	○	18
18	既設境界杭成果表	○	○	19
19	用地境界仮杭成果表	○	○	20
20	筆界点成果表	○	○	21
21	4級基準点成果表	○	○	17
22	用地求積表	○		22
23	現況地目別求積表		○	23
24	拡大図及び一般図(所在図)	○		
25	地図地積更正の図面及び算式	○		
26	図面接合線	○	○	

別表－2

記号凡例

単位：mm

記号	名称	表示方法	摘要
北	北電柱	記・文	電柱番号・記号を記載
電	電話柱	〃	〃
JR	JR柱	〃	〃
共	共架柱	〃	〃
支柱 0.5	支柱のある場合	〃	〃
支線	支線のある場合	〃	〃
水	水閘	〃	
バス	バス停	〃	
看	看板	〃	近くに三角看板等が多数ある場合は看()と表示し()内は数を記入
ブロック	塀	〃	ブロック、石、コンクリート、レンガ、板塀等、文字を記入
牧柵	柵	〃	
有刺鉄線柵	有刺鉄線柵	〃	
新設コンクリート 既設境界杭等	新設コンクリート 既設境界杭等	〃	
与点とした	与点とした	〃	
新設用地幅杭	新設用地幅杭	〃	
与点とした木杭	与点とした木杭	〃	
新設塩化ビニール杭又 既設はプラスチック杭	新設塩化ビニール杭又 既設はプラスチック杭	〃	
与点とした	与点とした	〃	
用地境界仮杭 民地境界木杭	用地境界仮杭 民地境界木杭	〃	復元点
鉢	鉢	〃	
金属属性標	金属属性標	〃	

別表－3

①成果物及び測量記録（国有林等を除く）

	名 称	単 位	数 量	規 格 寸 法	備 考
成 果 物	用 地 実 測 図 原 図	枚			
	用 地 平 面 図	枚			
	用 地 平 面 地 目 別 色 分 図	枚			
	登 記 资 料 図 面	筆		規則第74条第3項に定め	登記資料調書を含む。
	地 積 集 計 表	冊		様式－13	
	土 地 調 査 表	冊		様式－4	国公有地調査
	建 物 の 登 記 記 録 等 調 査 表	冊		様式－5	
	権 利 者 調 査 表	冊		様式－6	
	土 地 境 界 確 認 書	冊		様式－8－1、8－2及び8－3	
	登 記 事 項 証 明 書 (全 部)	冊			
	支 障 物 件 調 書	冊		様式－11	
	支 障 物 件 詳 細 図	冊		様式－12	
	そ の 他				
測 量 記 録	電 子 納 品	枚		CD-R(正本 枚、副本 枚)	
	(用地実測図原図)			様式-8-1、8-2及び8-3 様式-13	地積集計表
	(土地境界確認書)				
	(土地調書)				
	電 子 納 品	枚		CD-R(正本 枚、副本 枚)	
	(基準点測量簿)			様式－24 様式－3 様式－7	
	(測量成果計算簿)				
	(測量経過説明書)				
	(土地調査表)				
	(権利者一覧表)				
	(資料図)				
	(公図等転写連続図)				
	(用地平面図)				
	(写真帳)				
	(その他)				

※成果物は紙媒体で納品した数量を記載する。

※測量記録には電子媒体（CD-R等）の納品数量を記載し、電子媒体に格納している資料の内容は名称欄に記載する。

②成果物及び測量記録（国有林等）

	名 称	単 位	数 量	規 格 尺 法	備 考
成 果 物	用 地 実 測 図 原 図	枚			
	用 地 平 面 図	枚			
	位 置 図	枚		1 / 50,000	
	実 测 図	枚		1 / 5,000	国有林野基本図による。
	地 積 集 計 表	冊		様式－13	
	登 記 資 料 図 面	筆		規則第74条第3項に定める様式	登記資料調書を含む。
	そ の 他				
測 量 記 録	境 界 測 量 簿 測量手簿 座標及び 高低計算簿 面積計算簿	冊			国有林野測定規程等による。
	電 子 納 品	枚		CD-R(正本 枚、副本 枚)	
	(用地実測図原図)				
	(土地調書)			様式－13	地積集計表
	電 子 納 品	枚		CD-R(正本 枚、副本 枚)	
	(基準点測量簿)				
	(用地平面図)				
	(写真帳)				
	(その他)				

※成果物は紙媒体で納品した数量を記載する。

※測量記録には電子媒体（CD-R等）の納品数量を記載し、電子媒体に格納している資料の内容は名称欄に記載する。

様 式 一 覧 表

様式番号	名 称	備 考
1	資料図及び公図等の転写	
2	境界点成果対比表（確定座標一覧表）	
3	土 地 調 査 表	
4	土地調査表（国公有地）	
5	建 物 の 登 記 記 錄 等 調 査 表	
6	権 利 者 調 査 表	
7	権 利 者 一 覧 表	
8-1	土 地 境 界 確 認 書	境界の確認
8-2	土 地 境 界 確 認 書	取得・使用地の確認
8-3	土 地 境 界 確 認 書	境界杭設置の同意
9	用 地 幅 杭 設 置 規 格 及 び 仕 様	
10	用 地 境 界 仮 杭 設 置 規 格 及 び 仕 様	
11	支 障 物 件 調 書	
12	支 障 物 件 詳 細 図	
13	地 積 集 計 表	
14	図 面 規 格	
15	図面の表示（タイトルボックス）	
16	基 準 点 網 図	
17	4 級 基 準 点 成 果 表	
18	用 地 幅 杭 成 果 表	
19	既 設 境 界 杭 成 果 表	
20	用 地 境 界 仮 杭 成 果 表	
21	筆 界 点 成 果 表	
22	用 地 求 積 表	
23	現 況 地 目 別 求 積 表	
24	測 量 経 過 説 明 書	
25	用 地 実 測 図 原 図 精 度 管 理 表	
26	用 地 平 面 図 精 度 管 理 表	

様式－1

資料図及び公図等の転写

資料図 No.			
字名地番			
縮尺		保管場所	
作図の年月日 明. 大. 昭. 平 年 月 日	図面の 名 称		
作成者 住所 氏名			
転写者			
転写年月日	平成	年	月 日 転写

6 cm

5 cm

樣式 - 2

境界点成果対比表（確定座標一覧表）

(A 3)

様式－3

土 地 調 査 表

(A 4)

土地の所在												
(旧字名) 字名	(旧字番) 地番	最終 支号	地目	原地積 地 積	土地の移動沿革	権利部 甲区欄		権利部 乙区欄			備考	
						登記名義人	権利の種類	内 容	登記名義人	住 所	氏 名	
				住 所	氏 名							

(注) 不動産番号が存する土地は、不動産番号を備考欄に記載する。

様式－4

(A 4)

土 地 調 査 表 (国公有地)							
調 査 名							
調査年月日		年 月 日		調査員			
番号	所 在 地	地番	地目	地積	所管	財産種目	摘要

(注) 不動産番号が存する土地は、不動産番号を摘要欄に記載する。

様式－5

(A 4)

建物の登記記録等調査表

調査年月日	年月日	調査者		整理番号	
-------	-----	-----	--	------	--

1. 建物の登記記録の調査

所在地	北海道 市 区 町 村	大字	字	番地	
権利部甲区欄 (所有権)	住所又は所在地 氏名又は法人の名称及び代表者氏名				登記年月日
家屋番号	主たる建物又は附属の別	種類	構造	床面積	建築年次
権利部乙区欄（所有権以外の権利）及び仮登記等の事項					法定代理人等
2. 立木の登記記録及びその他の登記簿等調査					

（注）不動産番号が存する建物は、不動産番号を備考欄に記載する。

様式－6

権利者調査表

(A 4)

調査年月日		年 月 日	調査者		整理番号	
権利者 者が 法人 以 外	登記名義人の氏名				生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所					
	相 続 関 係			相続系統図	別紙	
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相続人の住所		
権利者 が 法人 等 の 事務所 等	法定代理人等	氏名				
		住所				
	財産管理人	氏名				
		住所				
権利者 が 法人 等 の 事務所 等	法人の名称					
	主たる事務所の所在地					
	法人の代表者	氏名				
		住所				
	破産管財人等	氏名				
住所						

樣式 - 7

權 利 者 一 覧 表

(A 4)

(注) 土地の所在欄には、市町村名及び大字名まで記載する。

土 地 境 界 確 認 書					
開発建設部が施行する			工事		
に關係する、下記記載の土地の境界について、現地で立会の上、確認しましたので、 同意します。					
記					
1. 立会対象地					
土地の所在					
地 番	地 目	公簿地積	実測地積	立会年月日	土地所有者住所、氏名及び印
2. 隣接土地					
土地の所在	地 番	立会年月日		隣接土地所有者住所、氏名及び印	

(A 4)

土 地 境 界 確 認 書						
土地の所在		立 会 人				
地 番	所在者住所及び氏名	住所及び氏名	印	年月日	所 有 者 との関係	摘 要

様式 8－3

(A 4)

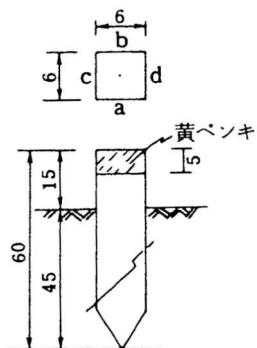
土 地 境 界 確 認 書						
事業箇所名						
下記に表示する土地と国有地との境界について、現地における立会の結果、異議がないので境界杭を設置することに同意します。						
土地の所在						
公 簿		立 会 人				
地 番	所有者住所及び氏名	住所及び氏名	印	年月日	所有者との関係	摘要

様式－9

用地幅杭設置規格及び仕様

単位：cm

用地幅杭

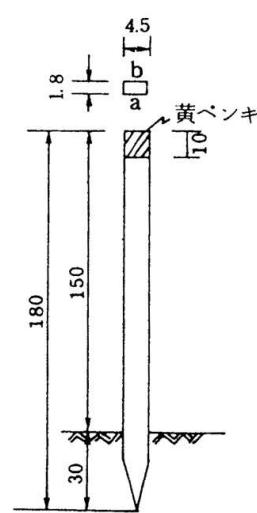


a (表) 道路敷地 用水路敷地 河川敷地等

b (裏) 国交省 農水省等

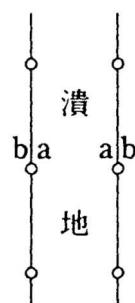
c • d 杭番号

見出杭



a (表) 杭番号 引照表示等

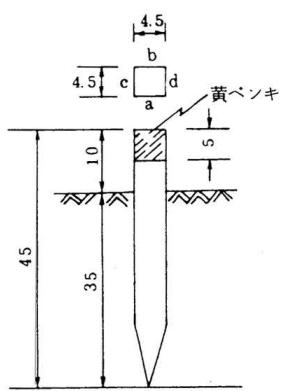
b (裏) 国交省 農水省等



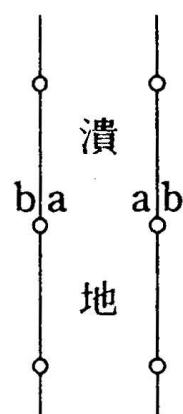
様式－10

用地境界仮杭設置規格及び仕様

単位：cm



a (表) 用地境界点番号



支障物件調書									
業務名					調査年月日			調査者	
					平成年月日				
物件等の所在									
番号	字	地番	物件等の所有者	物件等の種類	規模(形状寸法)	数量	単位	用地内外	備考

注1 字地番の欄は、複数の地番にまたがって存在する場合は、その関係字名及び関係地番の全部を記入するものとする。

注2 番号、種類及び規模(形状寸法)の欄は、異なるごとに通番で付すものとする。

様式-12

支障物件詳細図

(A 4)

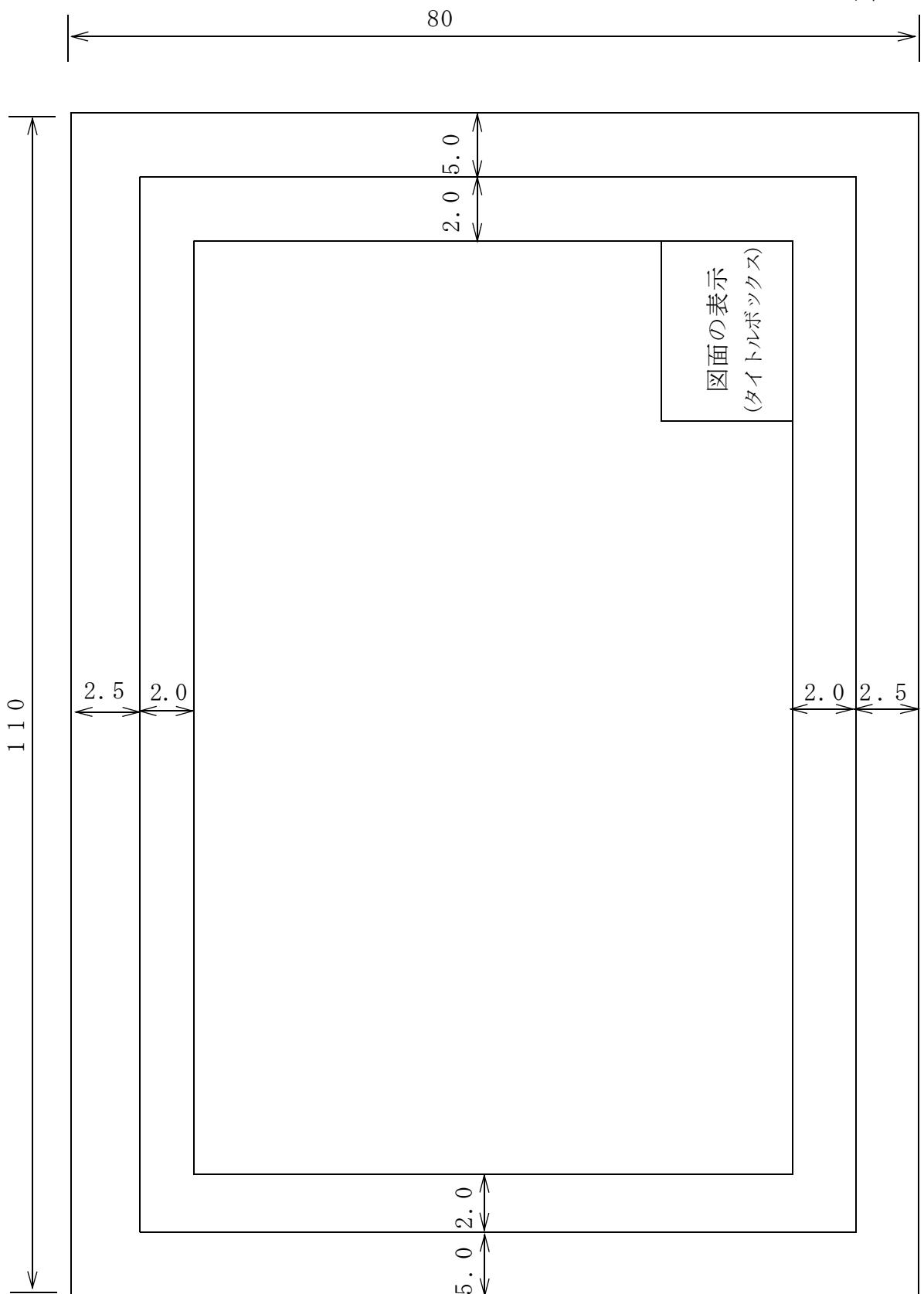
番号		所有者	
(写真貼付)			

地 積 集 計 表										課 長		補 佐	上專 席門 用官		用 地專 門官			
事 業 種 別			所 管			図面番号			調 査 者									
工事名						施行年度		測 量 延 長		測 量 濟 年 月								
								施 行 延 長		事 務 完 結 年 月								
総面積		国有地			測 点		備 考											
		民有地																
土 地 の 所 在																		
所有者 氏 名	字名	公 簿			現 況 地 目 別 地 積 内 許												所有權移 転登記済 年月日	摘要
		地番	地目	地 積	地番											計		
		m^2		m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2			

様式-14

図面規格

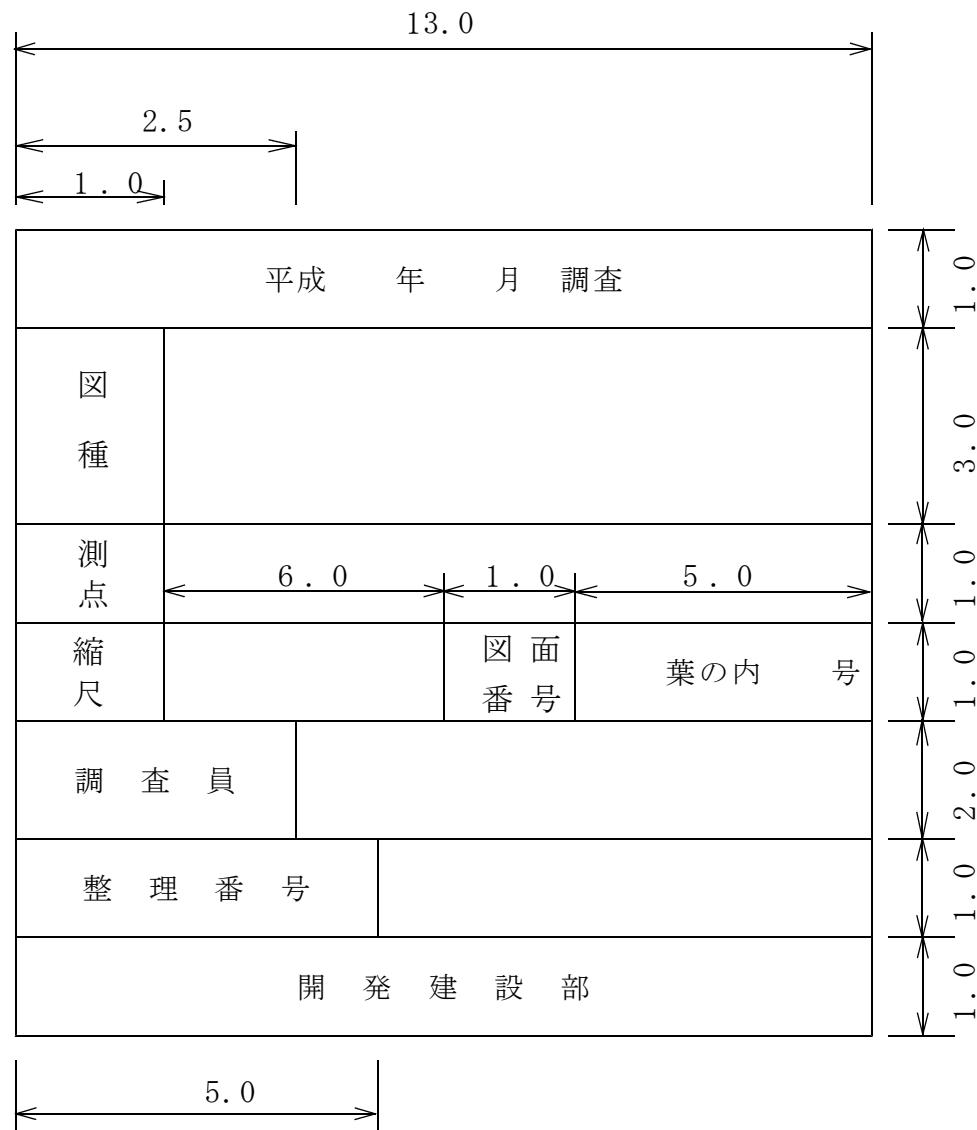
単位: cm



様式-15

図面の表示
(タイトルボックス)

単位: cm



様式－16

○級基準点網図 S=1 : 5,000

基準点成果表

点名	X	Y

※ 基準点網図は原則として3級基準点以上の網図とする。

※ 1/5,000を標準とするが、図面余白状態等によっては縮尺を変更してもよい。

様式－17

4 級 基 準 点 成 果 表

点名	X	Y	摘要

様式－18

用 地 幅 杭 成 果 表

記号番号	X	Y	摘要

※ 記号番号は、R Lにとらわれない。

様式－19

既 設 境 界 杭 成 果 表

記号番号	X	Y	摘要

※ 摘要欄に境界杭の種別を記入する。

様式－20

用地境界仮杭成果表

記号番号	X	Y	摘要

様式－21

境界点成果表

記号番号	X	Y	摘要

様式-22

用 地 求 積 表							
土地 の 所在	公 簿			符 合	算 式	所有者	備 考
	地番	地目	地積				

様式-23

現況地目別求積表									
土地の所在	公簿			漬地地積	現況地目	符合	算式	所有者	備考
	地番	地目	地積						

測量経過説明書	
業務名	境界確定及び調整方法
会社名及び調査員	
履行期間	
測量箇所及び測量区間	
資料図等の種類	
基準点測量	境界立会
中心点測量	その他問題点と処理方法
境界杭等の設置方法	

用地実測図原図精度管理表

(A 4)

業務名					縮尺				
作業機関	主任技術者				点検者				
図面番号									
項目	指摘	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落
図郭線									
起点、終点、中心点、中心線及び100m毎の追加距離									
用地境界線、用地境界幅杭番号、中心線からの幅距離及び追加距離									
筆界線、地番、所有者名及び所管所属名									
用地境界仮杭の記号及び番号									
既設境界杭及び筆界点の記号及び番号									
基準点(図根点)の記号及び番号									
行政区画名、字名及び区画線									
図面の表示(タイトルボックス)									
求積根拠線及び関連数値									
方位	位								
位置	図								
基準点網図									
曲線表									
用地幅杭成果表									
既設境界杭成果表									
用地境界仮杭成果表									
筆界点成果表									
基準点成果表									
用地求積表									
拡大図及び一般図(所在図)									
地図地積更正の図面及び算式									
図面接合線									

用地平面図精度管理表

(A 4)

業務名					縮尺		
作業機関	主任技術者				点検者		
図面番号							
項目	指摘	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落
図郭線							
起点、終点、中心点、中心線及び100m毎の追加距離							
用地境界線、用地境界幅杭番号、中心線からの幅距離及び追加距離							
筆界線、地番、所有者名及び所管所属名							
用地境界仮杭の記号及び番号							
既設境界杭及び筆界点の記号及び番号							
基準点(図根点)の記号及び番号							
行政区画名、字名及び区画線							
地形、地物、地目界及び地目記号							
電柱、地下埋設物並びに見出杭等の記号及び番号							
図面の表示(タイトルボックス)							
方位	位						
位置	図						
基準点網図							
曲線表							
用地幅杭成果表							
既設境界杭成果表							
用地境界仮杭成果表							
筆界点成果表							
基準点成果表							
現況地目別求積表							
図面接合線							